

令和7年度

# 南部町不妊治療費助成事業

【対象者】以下の条件を満たす方

①南部町に住所がある方

本助成金の交付申請時において、夫もしくは妻（事実上婚姻関係にある者を含む）のいずれか一方又はその両方が1年以上継続して町内に住所を有している者）

②鳥取県不妊治療費助成金の交付決定を受けている方

【助成内容】以下のどちらかに該当する場合

・保険診療と併用して実施される先進医療の特定不妊治療に係るもの

鳥取県特定不妊治療費助成金による助成額を治療費から控除し、その残額に対し、1回当たり2万5千円を上限として助成します。

・全額自費診療で実施される特定不妊治療に係るもの

鳥取県特定不妊治療費助成金による助成額を治療費から控除し、その残額に対し、1回当たり8万円を上限として助成します。

【申請時期】

随時（申請締切日については下記参照）

県助成金の交付決定及び額の確定通知の交付日	申請締切日
令和7年1月1日～令和7年3月31日の場合	令和7年5月30日午後5時15分まで
令和7年4月1日～令和7年12月31日の場合	令和8年3月31日まで
令和8年1月1日～令和8年3月31日の場合	令和8年5月29日午後5時15分まで

【必要書類等】

- ・特定不妊治療費助成金交付申請書兼請求書
- ・県の助成金交付決定及び額の確定通知書
- ・不妊治療にかかる領収書
- ・振込口座の分かるもの

（町へ債権者登録がまだの方は振込口座の登録が必要です）



【問い合わせ先】

南部町役場 子育て支援課

住所：〒683-0323

南部町倭 482 番地

電話：0859-66-5525